

## 市長会見の項目（概要）

2 / 2

と き：令和2年6月25日(木)14:00～

ところ：市政記者室

### ■ 大雨に備えた要配慮者利用施設の避難確保計画の作成について

<担当：危機管理室防災計画 電話：06-6208-9850> 【フリップあり】

- ◆ 近年、台風や大雨により大規模な河川氾濫が全国的に発生し、いつどこで災害が起こっても適切な避難行動をとれるように備えをしておく必要がある。
- ◆ 水防法の一部改正（平成29年6月）により、浸水想定区域内にある要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、避難確保計画を作成し、訓練を実施することが義務付けられており、現在、地域防災計画に掲げる浸水想定区域内にある要配慮者支援施設の所有者又は管理者の方に、避難確保計画の作成をお願いしている。
- ◆ 現在、大阪市内では、4,555施設が対象となっており、うち計画作成済の施設数は令和元年度末時点で798施設、約18%であったが、今年度に入り施設側への支援や働きかけを集中的に行った結果、令和2年6月19日現在2,452施設、約54%まで進捗している。
- ◆ しかしながら、梅雨にも入りこれから台風が多く発生する時期を迎えるにあたって、改めて、計画未作成の施設の管理者においては速やかに計画を策定するようお願いする。
- ◆ 現在、未作成の施設を対象に、危機管理室職員から、計画の作成・提出を督促する個別連絡を行っている。
- ◆ 大阪市ホームページに様式等を掲載するとともに、作成方法も掲載しているので、作成の際は確認いただきたい。また、計画書の作成方法なども含め、不明な点があれば、危機管理室（6208-7385）にご連絡いただければ個別対応させていただきます。
- ◆ また、様々な機会を捉えて、計画作成の重要性や必要性の周知を行う。計画の提出期限は令和3年3月31日であり、計画の提出がない場合は、水防法の規定に基づき、施設名を令和3年5月～6月頃に公表していく。
- ◆ 水害は、地震・津波とは異なり、十分な事前の周知や対応で命を救うことができる。新型コロナウイルス感染症拡大防止の取組など大変な状況であるが、計画の趣旨を理解のうえ速やかな計画書の作成をお願いする。本市も、個別施設へアプローチして助言等を行うなど、施設の所有者等への計画作成を支援していく。